

# 岐阜県公報

## 目次

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	
岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例	(法務・情報公開課)
岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(地域福祉課)
岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)
岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(同)
岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(農産物流通課)
岐阜県暴力団排除条例の一部を改正する条例	(建築指導課)
岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(組織犯罪対策課)
	(運転免許課)
	二
	四
	四
	五
	五
	六
	六
	八

### 本号で公布された条例のあらまし

- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(条例第一二号)
- 一 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に鑑み、成年被後見人及び被保佐人を資格等から一律に排除する規定を設けている次の四条例について、当該規定を削除するとともに、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査する規定を追加することとした。(第一条、第四条関係)
- 1 岐阜県立自然公園条例
  - 2 岐阜県心身障害者扶養共済制度条例
  - 3 岐阜県使用済金属類営業に関する条例
  - 4 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例
- 二 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」による「地方公務員法」の一部改正に伴い、次の四条例について所要の規定の整理を行うこととした。(第五条、第八条関係)
- 1 岐阜県職員退職手当条例
  - 2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
  - 3 岐阜県職員等旅費条例
  - 4 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例
- 三 この条例中一及び二、三は令和元年二月一四日から、二、四は令和二年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例(条例第一三三号)
- 一 市町の区域における民生委員の定数を変更することとした。(本則関係)

号外(一) 令和元年十月十一日

二 この条例は、令和元年二月一日から施行することとした。  
 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
 条例（条例第一四号）

一 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の規定  
 の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準  
 を定める条例の一部を改正する条例（条例第一五号）

一 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」  
 の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第一六号）

一 「卸売市場法」の一部改正に伴い、次のとおり所要の規定の整備を行うことと  
 した。（別表関係）

1 地方卸売市場認定申請手数料を新たに徴収することとした。

2 地方卸売市場開設許可手数料及び卸売業務許可手数料を廃止することとした。

二 この条例中一は令和元年二月二日から、二は令和二年六月二日から  
 施行することとした。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第一七号）

一 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部改正に伴い、複  
 数の建築物の連携により省エネ性能を向上させる場合の性能向上計画認定申請手  
 料及び性能向上計画変更認定申請手数料の額の算定方法を定めることとした。

（別表第一関係）

二 この条例は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部を改正  
 する法律」の施行の日から施行することとした。

岐阜県暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第一八号）

一 暴力団排除特別強化地域を新たに定め、当該地域における次の行為を禁止する  
 こととした。（第三三条、第二五五条関係）

1 特定接客業者が行う次の行為

（一） 暴力団員から、用心棒の役務の提供を受けること。

（二） 暴力団員に対し、用心棒の役務の対償として利益を供与すること。

（三） 暴力団員に対し、営業を営むことを容認されることの対償として利益を供  
 与すること。

2 暴力団員が行う次の行為

（一） 特定接客業者に対し、用心棒の役務を提供すること。

（二） 特定接客業者から、用心棒の役務の対償として利益の供与を受けること。

（三） 特定接客業者から、営業を営むことを容認することの対償として利益の供  
 与を受けること。

二 次の者に対する罰則（一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金）を規定するこ  
 ととした（一の者が自首した場合は、刑を減輕し、又は免除することができるこ  
 ととした。）。（第二七条関係）

1 相手方が暴力団員であることを知って一に違反した者

2 一に違反した者

三 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第一九号）

一 「道路交通法施行令」の一部改正に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行う  
 こととした。（別表第一関係）

1 システム障害など公安委員会側の事情により運転免許証の更新を受けること  
 ができず、やむを得ず免許が失効した場合の運転免許試験手数料及び運転免許  
 証交付手数料の額を定めることとした。

2 運転免許証再交付手数料の額を改定することとした。

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、令和元年二月一日から施行することとした。

条 例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に關  
 する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

## 岐阜県条例第十二号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(岐阜県立自然公園条例の一部改正)

第一条 岐阜県立自然公園条例(昭和三十九年岐阜県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者

第十二条第三項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
 第十六条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

(岐阜県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第二条 岐阜県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項各号を次のように改める。  
 一 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
 第九条第五項中「いたつた」を「至つた」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第六項第一号中「いたつた」を「至つた」に改める。

(岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県使用済金属類営業に関する条例(平成二十五年岐阜県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
 第四条第四号中「第九号」を「第十号」に改め、同条第五号中「第八号」を「第九号」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「第六号」を「第七号」に

改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第九号」を「第十号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 心身の故障により使用済金属類取引業者の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの

(岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正)

第四条 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
 第五条第七号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により風俗案内業の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの

第八条第二項第一号中「第五号まで」を「第四号まで又は第六号」に改め、同項に次の一号を加える。

四 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの

(岐阜県職員退職手当条例の一部改正)

第五条 岐阜県職員退職手当条例(昭和二十八年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。  
 (岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第六条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」を削る。

第二十四条第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十五条第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号イ中「若しくは失職

し」を削る。

第二十八条第五項中「の定める」を「で定める」に、「従い」を「より」に改め、同条第七項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「は、当該各項の」を「に、それぞれ第二項、第三項又は第五項の規定の」に改める。

(岐阜県職員等旅費条例の一部改正)

第七条 岐阜県職員等旅費条例(昭和三十二年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「第十六条第二号から第五号まで」を「第十六条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第五項中「以下本条において同じ」を削り、同条第六項中「者」の下に「その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。」を加える。

(岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第八条 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第九項中「及び前二項」を「並びに第六項及び第七項」に改める。

第五条第一項及び附則第四項中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第八条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

(行政庁の行為等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、この条例による改正前の条例の規定に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)第四十四条の規定による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)以下「旧地方公務員法」という。

第十六条第一号に該当して旧地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第六条の規定による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第二十三条第一項及び第四項、第二十四条第二号(同条例第二十五条第五項及び第二十八条第八項において準用する場合を含む。)、第二十五条第一項及び第二項第一号イ並びに第二十八条第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十三号

岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例

岐阜県民生委員定数条例(平成二十六年岐阜県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

本則の表大垣市の項中「三五七人」を「三五九人」に改め、同表高山市の項中「二二五人」を「二二七人」に改め、同表多治見市の項中「二二〇人」を「二〇九人」に改め、同表関市の項中「二九九人」を「二〇一人」に改め、同表美濃市の項中「六〇人」を「六一人」に改め、同表恵那市の項中「二四二人」を「二四四人」に改め、同表瑞穂市の項中「七七人」を「八二人」に改め、同表岐南町の項中「四七人」を「五一一人」に改め、同表笠松町の項中「四九人」を「五五人」に改め、同表池田町の項中「四〇人」を「四七人」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十四号

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第三項中「第二号から第八号まで」を「次」に改め、同項第一号中「建築基準法」を「耐火建築物(建築基準法)に、又は」をいう。以下この号において同じ。又は準耐火建築物(「に、」(同号口)を「をいい、同号口」に改め、「除く。」の下に「(保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十五号

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年岐阜県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「において準用する」を「において読み替えて準用する」に、「第十四条第三項第二号から第八号まで」を「第四十四条第三項各号」に改める。

第十二条第一項の表第四十四条第三項第一号の項を次のように改める。

第四十四条第三項第一号

耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。)(保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物
---	---

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十六号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県農林関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表十四の表に次のように加える。

三 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十二号)附則第三条第四項の規定によりすることができることとされる同法第一条の規定による改正後の法第十三条第一項に規定する地方卸売市場の認定の申請に対する審査	地方卸売市場認定申請手数料	一件につき	二二、〇〇〇
--	---------------	-------	--------

第二条 岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表十四の表を次のように改める。

十四 卸売市場法の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第十三条第一項に規定する地方卸売市場の認定の申請に対する審査	地方卸売市場認定申請手数料	一件につき	二一、〇〇〇

附則

この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和元年十二月二十一日から施行する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十七号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第十八の四の表備考中第十三号を第十六号とし、第十号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の三号を加える。

十二の項における建築物について、法第二十九条第三項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る一の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、区分の欄中「申請戸数」とあるのは、「一の建築物の申請戸数」と、第七号から前号までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは、「法第二十九条第三項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

十一の三の項における建築物について、法第二十九条第三項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る一の建築物(変更が行われな

い建築物を除く。)ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、区分の欄中「申請戸数」とあるのは、「一の建築物の申請戸数」と、第七号から第九号までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは、「法第二十九条第三項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

十二 前号の規定により一の建築物ごとに算出する場合であつて、当該一の建築物が変更の認定を行う計画に新たに追加される建築物であるときにおける三の項の規定の適用については、同項区分の欄に掲げる区分に応じ同項額の欄に掲げる額は、それぞれ当該区分と同一の二の項区分の欄に掲げる区分に応じ同項額の欄に掲げる額とする。この場合において、前号中「法第二十九条第三項に規定する申請建築物又は他の建築物」とあるのは、「変更の認定を行う計画に新たに追加される建築物」とする。

附則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四号)の施行の日から施行する。

岐阜県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十八号

岐阜県暴力団排除条例の一部を改正する条例

岐阜県暴力団排除条例(平成二十二年岐阜県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第八章 雑則(第二十三条) 第九章 罰則(第二十四条・第二十五条)」 を 「第八章 暴力団排除特別強 第九章 雑則(第二十六条 第十章 罰則(第二十七条 化地域(第二十三条 第二十五条)」 に改める。

・第二十八条) 第二条に次の二号を加える。

六 特定接客業 次に掲げる営業をいう。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百一十二号。以下「風適法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業

ロ 風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業

ハ 風適法第二条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業

ニ 風適法第二条第十三項に規定する接客業務受託営業

ホ 設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むもの（風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業又は同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）

七 特定接客業者 特定接客業を営む者をいう。

第二十四条を削る。

第二十五条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条を第二十八条とし、第九章中同条の前に次の一条を加える。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者

二 相手方が暴力団員であることの情を知って、第二十四条の規定に違反した者

三 第二十五条の規定に違反した者

2 前項第二号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第九章を第十章とする。

第八章中第二十三条を第二十六条とし、同章を第九章とする。

第七章の次に次の一章を加える。

第八章 暴力団排除特別強化地域

(暴力団排除特別強化地域)

第二十三条 この章において「暴力団排除特別強化地域」とは、暴力団の排除を徹底し、住民及び来訪者にとってより一層安全で安心なまちづくりを推進することが特に必要な地域として別表に掲げる地域をいう。

(暴力団排除特別強化地域における特定接客業者の禁止行為)

第二十四条 特定接客業者は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関

し、暴力団員から、用心棒の役割（営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業員その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役割をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。

2 特定接客業者は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、暴力団員に対し、用心棒の役割の提供を受けること又はその営業を営むことを容認されることの対償として利益の供与をしてはならない。

(暴力団排除特別強化地域における暴力団員の禁止行為)

第二十五条 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、特定接客業者に対し、用心棒の役割の提供をしてはならない。

2 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、特定接客業者から、用心棒の役割の提供をすること又はその営業を営むことを容認することの対償として利益の供与を受けてはならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二十三条関係）

地域の区分	地 域
柳ヶ瀬・玉宮地区	岐阜市のうち県町一丁目、県町二丁目、一番町、今川町二丁目、梅河町一丁目、梅河町二丁目、大富町、御浪町、春日町一丁目、霞町、金岡町、金園町一丁目、金園町二丁目、蕪城町、神室町一丁目、神室町二丁目、神室町三丁目、神室町四丁目、神室町五丁目、神田町一丁目、神田町二丁目、神田町三丁目、神田町四丁目、神田町五丁目、神田町六丁目、神田町七丁目、神田町八丁目、神田町九丁目、玉姓町一丁目、玉姓町二丁目、玉姓町三丁目、玉姓町四丁目、清住町一丁目、清住町二丁目、清住町三丁目、金宝町一丁目、金宝町二丁目、金宝町三丁目、金宝町四丁目、金町一丁目、金町二丁目、金町三丁目、金町四丁目、金町五丁目、金町六丁目、金町七丁目、金町八丁目、小柳町、栄枝町、三番町、銀町、新栄町、神明町一丁目、神明町二丁目、菅原町一丁目、菅原町二丁目、住田町一丁目、住田町二丁目、住ノ江町一丁目、住ノ江町二丁目、住吉町、大正町、高砂町一丁目、高砂町二丁目、高野町一丁目、高野町二丁目、高野町三丁目、高野町四丁目、高野町五丁目、高野町六丁目、高野町七丁目、玉宮町一丁目、玉宮町二丁目、玉森町、徹明通一丁目、徹明通二丁目、徹明通三丁目、徹明通四丁目、問屋町一丁目、問屋町二丁目、問屋町三丁目、問

	<p>屋町四丁目、長住町二丁目、長住町三丁目、長住町四丁目、長住町五丁目、長住町六丁目、長住町七丁目、長旗町一丁目、長旗町二丁目、西園町、西玉宮町一丁目、西玉宮町二丁目、西問屋町、一番町、橋本町一丁目、橋本町二丁目、八幡町、花園町、羽根町、東金室町一丁目、日ノ出町一丁目、日ノ出町二丁目、日ノ出町三丁目、日ノ出町四丁目、日ノ出町五丁目、雲雀町一丁目、雲雀町二丁目、真砂町七丁目、真砂町八丁目、真砂町九丁目、真砂町十丁目、真砂町十一丁目、真砂町十二丁目、美園町一丁目、美園町二丁目、美園町三丁目、美園町四丁目、美殿町、元町一丁目、元町二丁目、元町三丁目、八ッ寺町一丁目、八ッ寺町二丁目、柳ヶ瀬通一丁目、柳ヶ瀬通二丁目、柳ヶ瀬通三丁目、柳ヶ瀬通四丁目、柳ヶ瀬通五丁目、柳ヶ瀬通六丁目、柳ヶ瀬通七丁目、弥八町、弥生町、吉津町一丁目、吉津町二丁目、吉野町三丁目、吉野町四丁目、吉野町五丁目、吉野町六丁目、若宮町一丁目、若宮町二丁目、若宮町三丁目、若宮町四丁目、若宮町五丁目、若宮町六丁目、若宮町七丁目、若宮町八丁目及び若宮町九丁目</p>
<p>金津園地区</p>	<p>岐阜市のうち加納水野町一丁目、加納水野町二丁目、加納水野町三丁目、加納水野町四丁目及び加納水野町五丁目</p>
<p>大垣駅南地区</p>	<p>大垣市のうち今岡町一丁目、今岡町二丁目、魚屋町、岐阜町、桐ヶ崎町、栗屋町、郭町一丁目、郭町二丁目、郭町三丁目、郭町東一丁目、郭町東二丁目、御殿町一丁目、清水町、新町一丁目、新町二丁目、高砂町一丁目、高砂町二丁目、高屋町一丁目、高屋町二丁目、高屋町三丁目、高屋町四丁目、竹島町、中町、錦町、東外側町一丁目、東外側町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、見取町四丁目及び宮町一丁目</p>
<p>高山駅東地区</p>	<p>高山市のうち相生町、朝日町、有楽町、大新町一丁目、片原町、上一之町、上三之町、上二之町、神田町一丁目、下一之町、下三之町、下二之町、未広町、総和町一丁目、総和町二丁目、大門町、天満町四丁目、天満町五丁目、天満町六丁目、名田町四丁目、名田町五丁目、名田町六丁目、七日町一丁目、八軒町一丁目、八軒町二丁目、八軒町三丁目、八幡町、初田町一丁目、初田町二丁目、花岡町一丁目、花岡町二丁目、花川町、花里町四丁目、花里町五丁目、花里町六丁目、馬場町一丁目、馬場町二丁目、吹屋町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目及び本町四丁目</p>

備考 この表に掲げる名称は、平成三十一年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するもの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十九号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一七の表十二の項1口中

一、九〇〇

を

一、九〇〇  
交通法施行  
政令第二百  
表において  
第三十三条  
掲げるやむ  
め免許証の  
がでなな  
験にあって

円。ただし、道路令（昭和三十五年七十号。以下この「令」という。）の六の二第六号にを得ない理由のため

に改め、同項2口、3口、4イ及び5口中

一、九〇〇



<p>十五法 第九十 二条第 一項の 規定に よる運 転免許 証の交 付</p>	<p>運転免 許証交 付手数 料</p>	<p>2 1に掲げるもの以外 のもの</p>	<p>一通に つき</p>	<p>二、〇五〇円（法第九十 二条第一項後段の規定に より一の種類の免許証に 他の種類の免許に係る事 項を記載して当該他の種 別の免許証の交付に代え る場合） 一、〇五〇円に当該他の種類 の免許の数に二〇〇円を 乗じて得た額を加えた額。 ただし、仮運転免許に係 るものにあつては、一、 一五〇円</p>	<p>更新を受けること つた者に対する試 は、八〇〇円</p>	<p>一、九〇〇 を</p>	<p>一、九〇〇円。ただし、令第 三十三条の六の二第六号に掲 げるやむを得ない理由のため 免許証の更新を受けることが できなかった者に対する試験 にあつては、八〇〇円</p>	<p>一通に つき</p>	<p>一、七〇〇円（法第九十 二条第一項後段の規定に より一の種類の免許証に 他の種類の免許に係る事 項を記載して当該他の種 別の免許証の交付に代え る場合） 一、七〇〇円に当該他の種類 の免許の数に二〇〇円を 乗じて得た額を加えた額。 ただし、仮運転免許に係 るものにあつては、一、 一五〇円</p>	<p>に改める。</p>	<p>に改め、同表十五の項を次のよう に改め、</p>	<p>別表第一七の表十六の項中「三、五〇〇円」を「二、一五〇円」に改め、同表二十六 の項中「第四百四条の四第六項」の下に「法第一百五条第一項において準用する場合を含 む。」を加え、同表二十七の項中「第四百四条の四第七項」の下に「法第一百五条第二項 において読み替えて準用する場合を含む。」を、「二十九の項」の下に「及び三十の項」 を加える。</p> <p>附 則 この条例は、令和元年十二月一日から施行する。</p>	<p>るものにあつては、一、 一五〇円</p>
--	----------------------------------	----------------------------	-------------------	---	---	--------------------	---	-------------------	---	--------------	---------------------------------	--	-----------------------------

令和元年十月十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社